

改正案	現行基準
<p>A-1 育成支援</p> <p>(略)</p> <p>A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援</p> <p>A② A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p> <div data-bbox="231 850 1424 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p> <p>b) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入所時や長期休み前等に、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。 また、入所前に保護者に対して、迎えの時間等今後の生活の変化に関わる情報を提供している。 <input type="checkbox"/> 子どもの様子と育成支援の内容を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。 <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者と共に子どもの気持ちに寄り添いながら理解を促している。 <input type="checkbox"/> 保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応を行っている。 	<p>A-1 育成支援</p> <p>(略)</p> <p>A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援</p> <p>A② A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p> <div data-bbox="1567 850 2760 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。</p> <p>b) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助しているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助していない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入所時や長期休み前等に、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方を理解できるように工夫している。 <input type="checkbox"/> 子どもの様子と育成支援の内容を日常的かつ継続的に保護者に伝えている。 <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブに通う事の必要性について、保護者と共に子どもの気持ちに寄り添いながら理解を促している。 <input type="checkbox"/> 保護者が年度途中の転居以外で退所を検討している際、その理由を把握し、対応を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童支援員等が、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、放課後児童クラブに通うことの必要性を子どもに伝えて理解を促し、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助しているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童支援員等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるように、子どもの様子を細やかに把握して丁寧に関わることが求められます。また、放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら理解を促す必要があります。

○放課後児童クラブに通う意味を理解していても、通い続ける中で子どもに様々な出来事や気持ちの揺れが起きることもあります。放課後児童支援員等は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、援助を行う必要があります。

○子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするためには、出席の状況や子どもの健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ることが必要です。そして、放課後児童クラブでの子どもの様子と育成支援の内容を保護者に日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

○また、入所前に保護者に対して、今後の生活に関わる情報提供を行う機会を設けることも、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。子どもが初めて学校と放課後児童クラブに通うことは、保護者にとってもこれまでとは違う生活の流れとなります。場合によっては入学に合わせ遠方から転居してくることもあります。年間の行事や迎えの時間等を保護者が事前に把握することができれば、先々の仕事と子育ての予定に不安を感じるものが少なくなります。

(3)評価の留意点

○入所当初に、保護者・子どもに放課後児童クラブでの過ごし方を伝える機会(文書及び説明会)を設けているかを確認します。

○また、入所前に、保護者に年間の行事や迎えの時間等、今後の生活に関わる情報提供を行う機会を設けているかも確認します。

○子どもが放課後児童クラブに通えない場合、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

○保護者に子どもの様子を伝える方法や機会(送迎時のコミュニケーションや、「おたより」「メール配信」、保護者会等での説明など)は多様にあるため、人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える様々な方法や機会の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせることで保護者に必要な情報を伝えているか確認します。

○保護者との協力関係を築いているかについては、「A⑩」で評価します。

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、放課後児童支援員等が、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら、放課後児童クラブに通うことの必要性を子どもに伝えて理解を促し、子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助しているかを評価します。

(2)趣旨・解説

○放課後児童支援員等には、子どもが放課後児童クラブでの過ごし方について理解できるように、子どもの様子を細やかに把握して丁寧に関わることが求められます。また、放課後児童クラブに通うことの必要性について、保護者と共に、子どもの心情に配慮しながら理解を促す必要があります。

○放課後児童クラブに通う意味を理解していても、通い続ける中で子どもに様々な出来事や気持ちの揺れが起きることもあります。放課後児童支援員等は、その時々の子どもの様子に細やかに対応しながら、援助を行う必要があります。

○子どもが放課後児童クラブに通い続けられるようにするためには、出席の状況や子どもの健康状態等について常に保護者と密接な連携を図ることが必要です。そして、放課後児童クラブでの子どもの様子と育成支援の内容を保護者に日常的に伝えることは、保護者が安心して子育てと仕事等を両立できるよう支援することにつながります。

(新設)

(3)評価の留意点

○入所当初に、保護者・子どもに放課後児童クラブでの過ごし方を伝える機会(文書及び説明会)を設けているかを確認します。

(新設)

○子どもが放課後児童クラブに通えない場合、その理由を把握し、対応が行われているか確認します。

○保護者に子どもの様子を伝える方法や機会(送迎時のコミュニケーションや、「おたより」「メール配信」、保護者会等での説明など)は多様にあるため、人ひとりの子どもの様子を保護者に伝える様々な方法や機会の特徴を理解し、複数の方法や機会を組み合わせることで保護者に必要な情報を伝えているか確認します。

○保護者との協力関係を築いているかについては、「A⑩」で評価します。

(略)

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

(略)

A⑩ A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。
- b) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえた育成支援を行っていない。

評価の着眼点

- 障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。
- 記録した内容を、放課後児童支援員等の中で共有している。
- 障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。
- 学校を含む他機関との連携を図っている。
- 職員に対して、障害への理解を深める研修の機会を設けている。**

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援

(略)

A⑩ A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。

【判断基準】

- a) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。
- b) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえた育成支援を行っていない。

評価の着眼点

- 障害のある子ども一人ひとりの状況や育成支援の内容を記録している。
- 記録した内容を、放課後児童支援員等の中で共有している。
- 障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持っている。
- 学校を含む他機関との連携を図っている。

(新設)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、障害のある子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごし、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるよう、子どもの特性に応じた援助や環境整備を心掛け、丁寧な育成支援を行っているかについて評価します。

(2)趣旨・解説

○障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの子どもの状況や育成支援の内容を記録することが必要です。記録することで、子どもの何気ない様子からも子どもの感情や特性に気付くことができ、放課後児童支援員等が自身の関わりについて見直すことにもつながります。

○記録した内容は、放課後児童支援員等の間で共有し、その後の育成支援の方向性や内容の検討にいかします。障害のある子どもについての個別支援計画を作成する場合は、育成支援の記録が基盤となり、計画の振り返りや見直しにも役立ちます。

○個別の支援計画を作成する際には、学校において作成される個別の教育支援計画(関係機関等の連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画)や個別の指導計画等を参考にするなど、保護者や学校と連携し、保護者の同意の下で、情報を得たり、方向性を共有したりしながら進めていくことが求められます。

○障害のある子どもについて個別の育成支援の見通しや計画を立てる場合は、放課後児童クラブ全体としての活動の計画との整合性をどのように図るのかという観点を含めて考えていくことが望まれます。

○障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持ち、その中での気づきを共有することにより、子どもについての理解を深め、育成支援の内容の向上にいかすことができます。

○障害のある子どもへの育成支援の内容をより良いものとしていくため、研修による職員の資質向上が求められます。特に、障害特性など専門性の高い内容について理解を深めるためには、専門家による外部研修に参加するなど、積極的に研修を通じた資質向上に取り組んでいくことが大切です。

(3)評価の留意点

○障害のある子どもの育成支援を計画的に行っていくためには、放課後児童クラブにおいて、一人ひとりについて個別の支援計画を作成することも望まれます。作成している場合は、その支援計画を確認します。

○障害のある子どもに関する学校等の教育部門や市町村の子育て支援部局、障害福祉部局、相談支援事業所等と連携して、相談できる体制をつくっているか確認します。

○育成支援の場面での対応の工夫(放課後児童クラブでの活動の場面がわかりやすくなるように空間を工夫する、生活時間の区分や始まりと終わりをわかりやすく工夫する、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置するなど)について確認します。

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準は、障害のある子どもが安全に安心して放課後の時間を過ごし、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるよう、子どもの特性に応じた援助や環境整備を心掛け、丁寧な育成支援を行っているかについて評価します。

(2)趣旨・解説

○障害のある子どもの育成支援に当たっては、一人ひとりの子どもの状況や育成支援の内容を記録することが必要です。記録することで、子どもの何気ない様子からも子どもの感情や特性に気付くことができ、放課後児童支援員等が自身の関わりについて見直すことにもつながります。

○記録した内容は、放課後児童支援員等の間で共有し、その後の育成支援の方向性や内容の検討にいかします。障害のある子どもについての個別支援計画を作成する場合は、育成支援の記録が基盤となり、計画の振り返りや見直しにも役立ちます。

○個別の支援計画を作成する際には、学校において作成される個別の教育支援計画(関係機関等の連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画)や個別の指導計画等を参考にするなど、保護者や学校と連携し、保護者の同意の下で、情報を得たり、方向性を共有したりしながら進めていくことが求められます。

○障害のある子どもについて個別の育成支援の見通しや計画を立てる場合は、放課後児童クラブ全体としての活動の計画との整合性をどのように図るのかという観点を含めて考えていくことが望まれます。

○障害のある子どもの育成支援について事例検討する機会を持ち、その中での気づきを共有することにより、子どもについての理解を深め、育成支援の内容の向上にいかすことができます。

(新設)

(3)評価の留意点

○障害のある子どもの育成支援を計画的に行っていくためには、放課後児童クラブにおいて、一人ひとりについて個別の支援計画を作成することも望まれます。作成している場合は、その支援計画を確認します。

○障害のある子どもに関する学校等の教育部門や市町村の子育て支援部局、障害福祉部局、相談支援事業所等と連携して、相談できる体制をつくっているか確認します。

○育成支援の場面での対応の工夫(放課後児童クラブでの活動の場面がわかりやすくなるように空間を工夫する、生活時間の区分や始まりと終わりをわかりやすく工夫する、全体での活動を見守りながらも必要に応じて個別の対応ができるよう職員を配置するなど)について確認します。

(略)